

○竜王町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月9日条例第43号

改正 平成29年3月8日条例第1号 平成29年9月13日条例第12号 令和3年6月29日条例第11号

令和3年9月30日条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用および第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用および特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務および町長または教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町長または教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当

該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
町長	竜王町福祉医療費助成条例（昭和48年竜王町条例第35号）に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
町長	竜王町老人福祉医療費助成条例（昭和57年竜王町条例第41号）に基づく老人の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
町長	精神障害者および障害児ならびに精神障害老人の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
町長	重度の心身障害の状態にある老人等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	経済的理由によって就学困難と認められる児童または生徒に対する就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
町長	竜王町福祉医療費助成条例に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額またはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
町長	竜王町老人福祉医療費助成条例に基づく老人の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
町長	精神障害者および障害児ならびに精神障害老人の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
町長	重度の心身障害の状態にある老人等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給または地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
教育委員会	竜王町立認定こども園条例（令和3年竜王町条例第11号）に基づく保育料に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
教育委員会	経済的理由によって就学困難と認	町長	地方税関係情報であって

	められる児童または生徒に対する 就学の援助に関する事務であって 規則で定めるもの		規則で定めるもの
--	--	--	----------